

租税特別措置法の一部を改正する法律案要綱

平成 20 年 3 月 31 日に期限の到来する租税特別措置のうち、同年 4 月 1 日にその期限が延長されない場合に直ちに国民生活等に重大な影響を生じると認められるものについては、その期限の延長等のための法律改正を他の所要の税制改正と区別して行うこととし、次により租税特別措置法の一部を改正することとする。

第一 所得税・法人税の特例

1 特別国際金融取引勘定において経理された預金等の利子の非課税について、その適用期限を撤廃するものとすること。

(第 7 条及び第 67 条の 11 関係)

2 外国金融機関等の債券現先取引に係る利子の課税の特例について、その適用期限を撤廃するものとすること。

(第 42 条の 2 及び第 67 条の 16 第 5 項関係)

第二 登録免許税の特例

一 適用期限の延長等

1 土地の売買による所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置について、次のとおり軽減税率の見直しを行った上、その適用期限を 3 年延長するものとすること。 (第 72 条関係)

(1) 土地の売買による所有権の移転登記 (現行 1,000 分の 10)

平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで 1,000 分の 10

平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日まで 1,000 分の 13

平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで 1,000 分の 15

(2) 土地の所有権の信託の登記 (現行 1,000 分の 2)

平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで 1,000 分の 2

平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日まで 1,000 分の 2.5

平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで 1,000 分の 3

2 マンション建替事業の施行者等が受ける権利変換手続開始の登記等に対する登録免許税の免税措置の適用期限を 2 年延長するものとすること。

(第 75 条関係)

3 農地保有合理化法人が農用地を取得した場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置について、次のとおり軽減税率 (現行 1,000 分の 8) の見直しを行った上、その適用期限を 2 年延長するものとすること。

(第 76 条関係)

平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで 1,000 分の 8

平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日まで 1,000 分の 10

4 漁業協同組合が水産業協同組合法の規定により漁業協同組合連合会から権利義務の包括承継をした場合の不動産の所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置について、次のとおり軽減税率の見直しを行った上、その適用期限を 2 年延長するものとすること。（第 78 条の 2 関係）

(1) 不動産又は船舶の所有権の移転登記（現行 1,000 分の 4）

平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで 1,000 分の 4

平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日まで 1,000 分の 5

(2) 不動産の地上権又は賃借権の移転登記（現行 1,000 分の 2）

平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで 1,000 分の 2

平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日まで 1,000 分の 3

5 産業活力再生特別措置法の認定事業再構築計画等に基づき行う登記に対する登録免許税の税率の軽減措置について、軽減税率を次のとおり引き上げた上、その適用期限を 2 年延長するものとすること。

（第 80 条第 1 項関係）

(1) 株式会社の設立又は資本金の額の増加の登記

1,000 分の 3.5（現行 1,000 分の 2.5）

(2) 合併又は分割による株式会社の設立又は資本金の額の増加の登記における純増部分の登記 1,000 分の 3.5（現行 1,000 分の 2.5）

(3) 法人の設立等の場合における不動産の所有権の移転登記

1,000 分の 16（現行 1,000 分の 14）

(4) 合併による法人の設立等の場合における不動産の所有権の移転登記

1,000 分の 2（現行 1,000 分の 1.5）

6 預金保険法に規定する第一号措置を行うべき旨の内閣総理大臣の決定に基づく預金保険機構による金融機関の株式の引受けに伴い、当該金融機関が受ける資本金の額の増加の登記に対する登録免許税の税率の軽減措置について、軽減税率を 1,000 分の 3.5（現行 1,000 分の 2.5）に引き上げた上、その適用期限を 2 年延長するものとすること。（第 80 条第 2 項関係）

7 農林中央金庫等が行う組織再編成によってする登記に対する登録免許税の税率の軽減措置について、次の措置を講じた上、その適用期限を 2 年延長するものとすること。（第 80 条の 2 関係）

(1) 適用対象を、農林中央金庫が信用農業協同組合連合会から事業譲渡を受けた場合及び農業協同組合が他の農業協同組合と合併をした場合とする。

(2) 農業協同組合が他の農業協同組合と合併をした場合における不動産の

所有権の移転登記に係る軽減税率（現行 1,000 分の 2.5）を次のとおり見直す。

平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで 1,000 分の 2.5

平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日まで 1,000 分の 3

8 次に掲げる特別措置の適用期限を 2 年延長するものとすること。

(1) 関西国際空港株式会社等の登記に対する登録免許税の免税

(第 82 条関係)

(2) 国際船舶の所有権の保存登記等に対する登録免許税の税率の軽減

(第 82 条の 2 関係)

9 特定目的会社が資産流動化計画に基づき特定不動産を取得した場合等の所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置について、次のとおり軽減税率（現行 1,000 分の 8）の見直しを行った上、その適用期限を 2 年延長するものとすること。 (第 83 条の 3 関係)

平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで 1,000 分の 8

平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日まで 1,000 分の 9

二 廃止

1 漁業協同組合が漁業協同組合合併促進法の規定による認定を受けて合併をした場合の不動産の所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置を廃止するものとすること。 (旧第 78 条の 2 関係)

2 一定の金融機関等が認定経営基盤強化計画等に基づき行う株式会社の設立の登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置を廃止するものとすること。 (旧第 80 条の 2 関係)

三 その他所要の措置を講ずるものとすること。

第三 他の特例

一 酒税・たばこ税関係

次に掲げる特別措置の適用期限を 1 年延長するものとすること。

(1) 入国者が輸入するウイスキー等に係る酒税の税率の特例

(第 87 条の 5 関係)

(2) 入国者が輸入する紙巻たばこに係るたばこ税の税率の特例

(第 88 条の 2 関係)

二 撥発油税及び地方道路税関係

特定の用途に供される撹発油に係る撹発油税及び地方道路税の免税措置について、発電設備の燃料用の撹発油を適用対象から除外した上、その適用期限を 10 年延長するものとすること。 (第 89 条の 3 及び第 89 条の 4 関係)

三 石油石炭税関係

特定の輸入石油製品等に係る石油石炭税の免税措置の適用期限を 2 年延長するものとすること。
(第 90 条の 4 関係)

第四 施行期日等

一 施行期日

この法律は、平成 20 年 4 月 1 日から施行するものとすること。

(附則第 1 条関係)

二 経過措置

登録免許税の特例に関する経過措置その他所要の経過措置を設けるものとすること。
(附則第 2 条から第 4 条まで関係)